

議案第 158 号

前橋市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の改正について

令和 5 年 1 月 29 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年前橋市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市夜間休日診療所の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「夜間急病診療所」を「夜間休日診療所」に改める。

第 2 条中「夜間の急病患者」を「夜間及び休日の救急患者」に、「夜間急病診療所」を「夜間休日診療所」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「夜間急病診療所」を「夜間休日診療所」に改め、同条第 1 号中「前橋市夜間急病診療所」を「前橋市夜間休日診療所」に改め、同条第 2 号中「前橋市朝日町四丁目 9 番 5 号」を「前橋市朝日町三丁目 2 1 番 1 3 号」に改める。

第 4 条の見出しを「（診療等）」に改め、同条中「前橋市夜間急病診療所（以下「夜間急病診療所」という。）は、夜間の急病患者」を「前橋市夜間休日診療所は、夜間及び休日の救急患者」に改める。

第 7 条中「について」を「に関し」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条中「災害その他特別の理由」を「特に必要」に、「認めた者については、使用料等を減免」を「認めるときは、前条の使用料又は手数料を減額し、又は免除」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（損害賠償）

第 8 条 夜間休日診療所の利用者は、施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

第 5 条中「夜間急病診療所」を「夜間休日診療所」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（利用の制限）

第5条 市長は、夜間休日診療所を利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、夜間休日診療所の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他夜間休日診療所の管理上支障があると認められるとき。

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。